

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター	設置年	平成 18 年
所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-75		
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社		
県所管課	スポーツ振興 課	スポーツ施設 チーム	

## 1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境整備を行うための施設としてだけでなく、体育館や陸上競技場等に宿泊施設を併設し、県内外から合宿等を受け入れ可能であり、スポーツのみならず交流人口の拡大にも資する施設である。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツ以外も含む各種合宿や大規模イベントの開催等を通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進すること。					
施設の面積	敷地面積:226,505.04㎡ 楯床面積:3,385.94㎡ 延床面積:6,506.79㎡					
主な設置施設	宿泊棟・体育館・陸上競技場・ラグビー場・サッカー場・ジャッジハウス					
指定管理業務の内容	料金制	有 (利用料金併用制)				
	料金設定	別紙資料等による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日				
	営業期間・時間	通年営業 開場時間 8:00~21:00				
自主事業の内容	1)スポーツセンターに係わる使用許可、使用取り消し並びに使用制限及び停止に関すること。					
	2) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。 3)スポーツセンターの利用を通じたスポーツの普及振興に関すること。 4)前号に掲げた他、スポーツセンターの管理に関して秋田県が必要とする業務。					
自主事業の内容	・バスケットボール…………… 14回 ・小学生夏休み宿泊体験教室 1回 ・小学生バレーボール…………… 1回					
直近3年の年間利用者数	R4	21,107 人	R5	24,882 人	R6	29,958 人
直近3年の年間利用収入	R4	24,114 千円	R5	29,728 千円	R6	36,399 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		55,619	58,637	55,198	60,650	67,123
利用料金収入		12,499	15,291	24,114	29,728	36,399
指定管理料		38,338	40,622	29,053	29,053	29,053
その他収入		4,782	2,724	2,031	1,869	1,671
支出 計		67,499	70,143	72,876	72,215	86,200
人件費		37,215	36,259	38,146	39,067	45,413
光熱水費		7,025	7,034	10,055	10,039	20,334
修繕費		4,104	5,682	5,314	5,464	1,223
外部委託費		3,281	3,323	3,708	3,738	3,947
その他経費		15,874	17,845	15,653	13,907	15,283
差 引		▲ 11,880	▲ 11,506	▲ 17,678	▲ 11,565	▲ 19,077

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公営施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### < 観点 I > 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和6年度 の目標	利用者総数 33,500人（宿泊者15,000人・日帰り利用者18,500人）
--------------	---

#### ○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	29,958人	達成率	89.4%	
	具体的な 取組と その効果	小中学校への営業活動と併せて新規利団体獲得に向けて宮城・関東の大学等を訪問し取組を強化した。上半期においては学校研修や主催事業の利用者も増加し、宿泊数6,674人となり前年比で636人の増加となり、下半期は降雪にも恵まれ一般利用者や大きなスキー大会などによる利用が増加し、宿泊を伴うイベント・主催事業もコロナ以前の水準に回復したことから、宿泊者数7,138人で1,822人増加し、宿泊者トータルでも2,458人増加(121.6%)した。 令和6年実績 宿泊者数 13,812人 日帰り利用15,600人 キャンプ泊546人			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	32,500	31,000	31,500	
	実績	15,455	21,407	24,882	
	達成率	47.6%	69.1%	79.0%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者総数 32,000人（宿泊14,000人 日帰り利用18,000人）			
	設定根拠	令和6年度の実績を踏まえ、少しずつですが増加を見込める状況であり、関東・仙台方面の大学・団体並びに中学校研修や県内の学校や各種団体等への営業活動の強化を図り、効果を期待することで設定。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### < 観点 I > の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	コロナウイルス感染症の影響がほぼなくなり、上半期は学校研修や自主事業当が増加し、下半期においても自主事業・イベントの利用者やスキーの利用者が増加したものの、少子化による児童数の減少の影響が大きく設定した目標には届かなかった。
	県 (所管課)	B	少子化により、設定目標には届いていない現状があるものの、大学等の訪問や自主事業等により、利用者数が前年度よりも5,000人以上増加した点は評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。  
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	85.9%		
	具体的な 取組と その効果	・アンケートの意見内容を把握し、会議に諮り具体的な対応を図っている。 ・修繕等には即時対応し、経費の高む事案に対しては優先順位を付け対応。 ・築18年たった今でも整備・清掃なされていると評価を得ている。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	93.7%	87.4%	89.9%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県 (所管課)	A	前年度と比較して満足度が微減したものの、直近3年を含む満足度は高く維持されており、利用者からの要望を可能な限り施設運営に反映する姿勢が、高く評価されていると考えられる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	全体の収入は利用者の増加に伴い22.4%増加したが、人件費の高騰や利用者の増加に伴う光熱水費(消費量)の増加により全体的な経費も増加している。
	具体的な 取組と その効果	光熱水費に関しては、こまめな節電等を実施しているほか、施設の経年劣化により増加傾向にある修理費も事前整備や点検の徹底により発生を抑えるよう努めている。また、物品等の購入物も数量を最小におさえ低廉品を選択する等の工夫を徹底している。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	宿泊利用者は前値比で2,458人の増加となり、利用料金では22.4%の増加となった。コロナ前の回復傾向が徐々に見られてきた。
	具体的な 取組と その効果	週末のイベントを着実に実施するとともに、平日の利用促進に効果的な教育旅行や学校研修の誘致を推進するため、活動プログラムの開発や指導体制を整え、受け入れ環境の充実を図ったことにより平日の利用は年々拡大傾向となっている。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	収入についてはコロナ感染症も落ち着きが見られたこともあり学校研修・主催行などの宿泊利用者が25.6%増となった。一方で、経費の節減については通常の見直しでは物価高騰の影響を吸収しきれず、利用料金等の見直しなどと組み合わせた対応が必要となっている。
	県(所管課)	B	宿泊利用者数の増加による収入が、直近5年の対前年度比で最も増加している。一方で、人件費や物価高騰の影響で支出も前年度に比べ大幅に増加しており、利用料金の見直しによる収入の増加が必要になっている。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	<p>1. 管理運営に当たって 基本方針に従って、県民や利用者ニーズを把握し、要望や意見（アンケート等）に迅速に対応し、各種自主事業や学校研修等に積極的に取り組んだ。</p> <p>2. 職員の資質向上について 施設の管理運営に対し、適切な人員配置を行い各人のスキルアップを含めた研修や接遇マナー研修などを受講し、昨年取得した大型特殊免許を活用した除雪に大いに貢献した。</p> <p>3. 施設における安全管理等の対策について 日頃より施設点検を実施するとともに結果を踏まえた修理を施し、利用者に安全安心できる施設としている。</p> <p>4. 安全管理及び危機管理等について 緊急対応マニュアルを作成し、防犯・防災及び緊急時の緊急連絡体制を整え利用者が安全に利用できるよう実施している。 また、クマ対策については、動物駆逐煙火の資格を2名取得して、団体等の行動前に使用するほかに爆竹・鈴等を携帯するようにして対策をとっている。</p>
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	施設に求められる教育的な役割や地域の交流人口拡大に向けた役割を果たすため、職員が一丸となって、積極的な営業活動、利用者が安全に快適に利用できる環境の整備、経営収支の改善に努めている。
	県(所管課)	B	施設利用者への適切な対応や積極的な営業が効果的に機能し、前年度と比較して利用者数が増加している。引き続き、利用者の拡大を図るとともに、適正な管理運営に努めてほしい。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)  
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<b>○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)</b>
県民がスポーツ施設を利用することで、競技力向上、多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実が図られている。また、指定管理者の積極的な営業活動が新規利用者層の開拓につながり、幅広い世代の集客と交流人口の拡大に貢献しているといえる。
<b>○施設運営の課題</b>
築後19年が経過し、施設や設備機器等の経年劣化が進行していることから、計画的な修繕・更新を実施する必要がある。また、冷房機器が設置されていないことから、夏期間の宿泊客の誘致に影響がでている。
<b>○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)</b>
指定管理者と連携し、より効果的な施設運営を実施するとともに、平日の集客力を高めるため、積極的なイベント等の誘致とともに、日帰りでも気軽に利用できるような環境を整備することで、施設全体の利用を促進し、幅広い世代が施設を有効活用できるように努める。また、より安定的な施設運営に向けて、R8年度以降の利用料金を見直す。

## 【外部有識者委員会による評価(提言):令和6年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

<b>評価(提言)</b>
<b>○施設の管理運営状況について(&lt;観点Ⅰ&gt;～&lt;観点Ⅳ&gt;に対するコメントを記載)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設が清潔かつ安全に維持管理されている点は評価できる。</li><li>・ホームページを確認するとバスケットの利用実績が大半であることから、他競技や文化活動に関する合宿等の営業戦略について要検討。また、県外へ向けた積極的なPR戦略も要検討。</li><li>・様々な戦略検討に当たっては、株主(観光事業者、バス事業者等)との連携等についても検討されたい。</li><li>・経営状況を見ると赤字が継続しており、利用料金の見直しも含め収支改善策について要検討。</li><li>・具体的な閑散期対策(戦略)について要検討。繁忙期と閑散期を分析し、メリハリのある運営戦略などを検討いただきたい。</li></ul>
<b>○県の施策達成に向けた施設運営について</b> (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・提供サービスに対して条例額が低廉ではないか検証が必要。低廉である場合は、指定管理者の収支に影響を及ぼすことから、条例改正も見据えた対応について要検討。</li></ul>

## 【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和6年度策定】

<b>今後の対応方針</b>
<b>指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の拡大に向け、従来の週末のイベントに加え、利用率の低いウィークデーの利用対策として、引き続き教育旅行の誘致を進めていく。</li><li>・一般のスキー客や県内外からの吹奏楽部等の合宿、スポーツクラブ会員による利用や問い合わせが増加しており、こうした利用の取り込みを図るとともに、これまでに利用実績のない企業の社員研修等の幅広い利活用に向けたアナウンスを積極的に進めていく。</li><li>・経営状況については、人件費、諸材料の高騰による運営コストの増大が収支に影響していることから、指定管理料や利用料金の見直し、様々な経営支援策を県に要望していく。</li></ul>
<b>県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等について検討する。</li></ul>

**【今後の対応方針の進捗状況について】**

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

## ○秋田県立田沢湖スポーツセンター条例

平成十年十月九日  
秋田県条例第四十四号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例をここに公布する。

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例  
(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立田沢湖スポーツセンター(以下「センター」という。)を仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地の二に設置する。

(平一七条例八二・平一八条例三九・一部改正)

## (使用の許可)

第二条 センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

(平二一条例八八・一部改正)

## (使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

## (使用料の徴収)

第四条 センターを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、センターを使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(平一七条例八二・旧第三条繰下)

## (使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(平一七条例八二・旧第四条繰下)

## (使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(平一七条例八二・旧第五条繰下)

## (指定管理者による管理)

第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

## (指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - 三 センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

## (管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

## (利用料金の收受)

第十条 第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、センターを使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六

条までの規定は、適用しない。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておくなければならない。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平一八条例三九・追加)

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・旧第八条繰下、平一八条例三九・旧第十条繰下、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成一〇年教委規則一四号で平成一〇年十一月一日から施行)

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条中秋田県田沢湖スキー場設置条例第一条の改正規定(「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める部分に限る。)及び第十一条中秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第一条の改正規定 平成十七年九月二十日

附 則(平成一八条例第三九号)

1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三九号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第六九号)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立田沢湖スポーツセンター条例別表に規定する審判棟に係る同条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三十一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一七条例八二・平一八条例三九・平二六条例三九・平二七条例六九・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

一 施設使用料

(一) 宿泊室等の使用料

区分		使用の単位	使用料の額	
宿泊室	宿泊のために使用する 場合	一人一泊につき	中学校生徒及び小学校児童	一、八三〇円
			高等学校生徒	二、二六〇円
			大学の学生	二、五八〇円
			一般	二、九〇〇円
	休憩のために使用する 場合	一人一回につき	三一〇円	
キャンプ場	宿泊	一人一泊につき	三三〇円	
	日帰り	一人につき	二一〇円	
浴室	小学校児童	一人一回につき	二一〇円	
	一般(大学の学生、高等学校生徒及び中学校生徒を含む。)		四二〇円	

備考

- 一 この表における「中学校生徒」、「小学校児童」、「高等学校生徒」及び「大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 宿泊室を宿泊のために使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者(以下「幼児」という。))が別に宿泊用具を使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなす。
- 三 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に三百九十円を加算した額とする。
- 四 宿泊室を休憩のために使用する場合の使用料及びキャンプ場の使用料は、幼児からは、徴収しない。
- 五 浴室の使用料は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。

(二) 陸上競技場等の使用料

区分		使用の単位	使用料の額
陸上競技場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
ラグビー場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
サッカー場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
多目的運動広場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
球技場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
テニスコート	貸切使用	一面一時間につき	三六〇円
体育館	貸切使用	一面一時間につき	二、九三〇円
	貸切使用以外の使用	一人一時間につき	一一〇円
研修室	貸切使用	一室一時間につき	三七〇円
審判棟会議室A	貸切使用	一時間につき	四三〇円
審判棟会議室B	貸切使用	一時間につき	一三〇円
審判棟会議室C	貸切使用	一時間につき	四六〇円

審判棟会議室D	貸切使用	一時間につき	二一〇円
---------	------	--------	------

備考

- 一 この表に定める使用料は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
  - 二 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
  - 三 体育館を貸切使用によらず使用する場合の使用料は、幼児からは、徴収しない。
- 二 附属設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
キャンプ用具	一式一泊につき	一、二八〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五三〇円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	一式一回につき	五三〇円
プロジェクター	一式一回につき	一、八三〇円
資料提示装置	一式一回につき	一、二六〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

- 三 体育館及び審判棟の暖房使用料

区分	使用の単位	使用料の額
体育館	一面一時間につき	一、一五〇円
審判棟	一室一時間につき	八〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。